1			表	示					表示番号		表	示		
	免許年月日	平成30年9月	1日		存続 期間 平成30年9月 1日から 平成35年8月31日まで				1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 平成30年9月1日				
	漁場			別紙漁場図のとおり										
		第1種区画漁業		のり養殖業 9月10日から5				5日まで	で					
	漁業の種類	種類 わかめ養殖業 10月1日から6月30日ま						30日まで						
1	主な漁獲物													
	制限	1 養殖施設のあることを標		認できる										
	又は 「													
		条件2 温期終了後、速やがに温場を信仰しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。												
	<u>漁</u>	漁業権区			権区		抵 当 権 区			入漁権区				
順位 番号	事項			事	項	順位 番号		事 項		順位 番号		事項		
1		高砂市高砂町材木町1198番地												
	高砂漁業協同のため漁業協	司組合 他4組合 の設定の登録をする。												
	平成30年9月1日													
海	区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号 区第13号 摘										

免許番号		区第13号		摘要				_								
				<u>共</u>	有	漁	Á	業	権	事	項					
持分	漁 業 権 区			先 取 特 権 区				抵 当 権 区								
	番号	事	項		順位 番号		事	項		順位 番号		事	項	,	備	考
		高高 明東 明西 加播 古牌 二八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	,2017番地。 ,1003番地。 ,68番地。 ,2133番地。	D2												

免許番号 区第13号

漁場の位置 東播磨港加古川地区埋立地地先

免許の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度41.94分、東経134度49.60分

イ 北緯34度41.27分、東経134度48.89分

ウ 北緯34度41.53分、東経134度48.57分 エ 北緯34度42.09分、東経134度48.66分 オ 北緯34度42.42分、東経134度49.00分



平成30年9月1日 免許

区第13号漁場

